

3 保護が必要な動物への対応

災害発生時には、ペットが負傷することや飼い主が被災するなどでペットとはぐれてしまうことが想定される。

負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う必要がある。

また、放浪動物の保護は、人及びその財産への危害防止の観点からも重要である。

こうした措置や飼い主からの一時的な預かり、飼い主への返還などについては、自治体等や現地動物救護本部等が中心となって実施する。

◆ 主な対応例

- 負傷動物の救護
- 放浪動物の保護・収容
- 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- 飼い主への返還
- 新しい飼い主への譲渡

(1) 負傷動物の救護

自治体や現地動物救護本部等は、負傷しているペットを保護・収容し、必要な応急治療を行う。

負傷動物は、基本的に自治体等の動物救護施設に保護・収容するが、

重症の場合や長期の治療が必要となる場合は、地方獣医師会と協議し、協力可能な動物病院に保護・収容する。

負傷動物の救護対応事例

岩手県（東日本大震災）

震災直後に保護すべきペットが増加したが、公的施設の収容頭数に限りがあったこと、またペットの受け入れが可能な民間ボランティア施設が少なくかつ被災地から離れた内陸部に位置していたことから、被災地の動物病院を一時的な保護収容施設として活用した。

県動物救護本部は動物病院に多数のペットが保護され、動物病院の本来の機能である負傷動物の治療等に支障をきたさないように調整した。



拠点動物病院での一時保護動物（岩手県宮古市）

(2) 放浪動物の保護・収容

自治体や現地動物救護本部等は、飼い主からはぐれたペットが被災地等に取り残された場合、動物の愛護、人への危害の防止及び生活環境の保全の観点から、保護・収容等を実施する。

ペットが原子力災害などにより設定された立入り制限区域内に取り残された場合は、保護依頼のあった飼い主から当該動物がいる可能性のある場所を聴き取るとともに、立入り許可権限を有する自治体の担当部署と動物救護目的の立入りに関する調整を行う。許可が得られれば、保護活動従事者の安全を確保することを優先

しながら、保護・収容等を実施する。

放浪動物を保護・収容する際には、捕獲器、捕獲用の餌、給餌用の餌、水も必要となる。捕獲器の設置にあたってはペットの安全性に充分配慮し、設置場所、回収時間等について慎重に検討する。放浪動物が保護できた際には、飼い主に対し保護した者の連絡先等が記載された保護カードを残すなどの措置を講じ、飼い主への返還を進める。

保護したペットは、動物救護施設において収容するが、衰弱が激しい場合などは協力動物病院へ搬送する。

◎保護カードの記載事例

犬の場合

- 保護した場所
- 犬のサイズ
- 犬の種類
- 保護時の首輪・服の有無、色・デザイン
- 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 行政・警察への届出の有無
- その他の情報

猫の場合

- 保護した場所
- 猫の種類
- 保護時の首輪の有無、色・デザイン
- 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 行政・警察への届出の有無
- その他の情報

放浪動物の保護・収容にかかる対応事例 (警戒区域内における放浪犬猫の保護活動について)

福島県（東日本大震災）

- ▶ 福島県独自の保護活動
 - 人による保護
 - 放射線のスクリーニング検査実施
 - 各保健福祉事務所捕獲車によりシェルターに移送
- ▶ 住民の一時帰宅に合わせたペットの保護活動（環境省及び福島県）
 - 住民が一時帰宅した際に、係留あるいはキャリーケース等に収容したペットの回収
 - 放射線のスクリーニング検査実施
 - 各保健福祉事務所捕獲車等によりシェルターに移送
- ▶ 一斉保護（環境省及び福島県、他自治体の協力）
 - 捕獲箱を使用した保護活動
 - 放射線のスクリーニング検査実施
 - 捕獲車等によりシェルターに移送



警戒区域内における保護活動の状況



保護個体のスクリーニング



シェルターへの移送

(3) 飼い主からの依頼に基づく一時預かり

自治体や現地動物救護本部等は、やむを得ずペットを飼育することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設での受け入れや、動物病院、動物愛護団体や個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた一時預かり体制を確保する。

ペットを受け入れる際には個体識別措置を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う必要が

ある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先等を文書により明確にしておく。その際、ペットにとっては、飼い主と離れた慣れない場所での長期の生活は多大なストレスとなることを理解してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。

飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受け入れ準備状況や意思確認を行う（一時預かりに関連する様式は、資料7～9を参照）。

飼い主からの依頼に基づく一時預かりの事例

東京都（東日本大震災）

- 一時預かり動物については、飼い主に対して、アンケートにより今後どうするのかを聞き取った（回答期限を設けて実施）。
なお、一時預かりを行う際に、預かり期間には限度があることを十分に説明した。
- 契約更新時に、飼い主の飼育継続に係る意思確認を実施した。

(4) 飼い主への返還

自治体や現地動物救護本部等は、飼い主不明で保護されたペットを、元の飼い主に返還するために、保護動物に関する情報を積極的に公表する。

広く情報提供ができるウェブサイトを活用することは効果的だが、避難所や仮設住宅で生活する避難者の中にはインターネットを活用できる環境にない場合もあることから、

避難所や仮設住宅の掲示板や回覧板も活用するとよい。

できるだけ元の飼い主に返還するため、災害時には自治体は通常よりも長い期間公示を行う場合が多い(約2週間～1か月程度)。返還の際には取り違い等が起こらないような確認体制が必要である(返還に関連する様式は、資料10を参照)。

飼い主への返還の事例

●飼い主探しの事例

仙台市(東日本大震災)

仙台市では発災当初、保護しているペットの情報を紙に手書きし、避難所に掲示して対応した。

また、避難所に掲示した紙には書き込みスペースを作り、被災者の情報を収集出来るようにし、保護された動物を早く飼い主の元に返すよう努力した。



掲示された迷子動物の情報(仙台市)

●飼い主への意思確認の事例

福島県(東日本大震災)

福島県動物救護本部では、動物救護施設で一時預かりしているペットについて、預かり期間が長期化している飼い主に電話で今後の飼育に関する意思確認を行った。その際には、ペットの様子や病状を報告すると共に、預かり期間に限度があること、今後、飼い主が飼育することが難しい状況であれば、所有権放棄について説明した。

(5) 新しい飼い主への譲渡

自治体や現地動物救護本部等は、保護したペットのうち、公示手続き等を経て所有者が明らかにならなかったペットや、飼い主が所有権を放棄したペットは、新たな飼い主を募集し、譲渡する。

譲渡を行う場合には、適正な飼育管理を行える飼育環境かどうか譲り受け希望者に確認を取るとともに、飼育環境が譲渡対象動物に適してい

るかどうかが判断する。

また、譲渡後に所有者が判明した場合等を考慮して、新たな飼い主等に対し本譲渡の趣旨等について十分理解を得る等の的確な譲渡手続きを行う必要がある。さらに、譲渡先での適正な飼育の確認・相談等に備えて、関係行政機関との連携等が重要になる（譲渡に関連する様式は、資料11～12を参照）。

新しい飼い主への譲渡の事例（譲渡までの手続き）

福島県（東日本大震災）

福島県では、譲り受け申し込み書および譲渡対象者等確認票を提出された方の中から厳正な審査を行い、審査に通った方のみマッチング等の日程を連絡している。

家族になるまで

1. ホームページを見て選ぶ



ホームページの「新しい家族になってくださる方へ」のページに掲載されている写真や情報をご覧ください。ご希望の動物をお選びいただけます。情報の漏れに管理番号が明記されていますので、そちらをメモしておいてください。

2. 申込書を送る



下記の「犬又はねこの譲り受け申込書・確認票」をダウンロードして、必要事項をご記入の上、お申し込みください。

【申込書送付先】
福島県食品生活衛生課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
FAX 024-521-7925

 犬又はねこの譲り受け申込書・確認票
youshiki1.pdf
Adobe Acrobat ドキュメント
[154.6 KB]
ダウンロード

3. マッチングの日取りを決める



お申込みをいただいたのち、選ばれた方には担当からマッチングの日程などを連絡させていただきます。

4. マッチングに行く

5. 譲り受け

【譲り受け当日にご持参いただく物】

1. 本人確認ができる物（運転免許証、保険証等）
2. 印鑑
3. 犬や猫を連れて帰るためのリードやグッズなど

6. 家族になる



新しい飼い主への譲渡の事例（譲渡会）

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、震災後早くから、仙台市動物管理センターへ収容された動物の譲渡会を開催し、全国の方から関心を集めた。その結果、全国の個人や団体にも適正な譲渡ができ、センター収容動物数も過密にならず、新たなシェルター設置に到らなかった。



譲渡会の様子（仙台市）

新しい飼い主への譲渡の事例（情報提供）

東京都（東日本大震災）

譲渡の推進については、都動物救援本部ウェブサイト、都動物救援本部構成団体による広報媒体等により周知した。（その他、マスコミによる報道など）

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部は、同本部のウェブサイトから、譲渡対象動物の情報を発信するとともに、ポスターによる情報の掲示を行っている。

福島県動物救護本部→ <http://www.fuku-kyugo-honbu.org/>



4 動物救護施設の設置、運営管理

動物救護施設は、災害時に、飼い主からの一時預かりや負傷動物、保護・収容した放浪動物の飼育管理等を行う際に必要となる。

その際、自治体等は、災害の規模が大きいなど、保護動物の収容、管

理が既存の保健所、動物愛護センター等の活用では十分でないと考えられる場合、増設または新たに設置する必要がある。その場合、あらかじめ選定しておいた候補地に施設を設置する。

◆ 動物救護施設の設置、運営管理

- 動物救護施設の設置及び形態
- 動物救護施設の体制整備
- 収容動物の飼育管理
- 収容動物の健康管理
- ボランティアの活用

(1) 動物救護施設の設置及び形態

災害時に必要な動物救護施設の設置に当たっては、「早急な設置・運営」と「収容動物のストレスを軽減できる飼育環境の整備」とのバランスが重要となる。

動物救護施設のように多数のペットを群管理する場合には、感染症の発生防止とストレス管理が重要となる。通常とは異なる環境に置かれたペットは多大なストレスを受け、病気を発症してしまうことが多いため、飼育環境への配慮が必要となる。

主な配慮事項として、犬と猫を別棟または別室で管理する、猫は高さのあるケージ、隠れ場所や安心して休める場所とプレイルーム（運動場所）を用意する、犬は身体を伸ばせるケージまたは寝床と運動場所を区分する等がある。

一方、緊急対応が求められる災害状況下において、限られた資金や時間を効率的に活用するためには、設

置に係る時間、費用、活動期間等を考慮して施設整備計画を検討する必要がある。最低限、温度・湿度管理、飼育舎の広さ（必要な収容頭数と一頭あたりの広さ）、逸走防止対策、感染症対策（隔離等）、洗浄消毒等の飼育環境のほか、物資の保管場所、事務所、トイレ等が確保されていれば、飼育管理していく中の工夫次第で飼育環境を充実させることも可能である。

既存の保健所、動物愛護センター等を活用する場合には、保護・収容したペットの飼育管理場所を確保し、収容時の感染症予防対策を十分に行う。

また、動物救護施設を増設または新設する際の形態としては、テント、プレハブ、ユニットハウス等の簡易な施設等を設置する場合や、既存の空き施設を利用する場合等がある。

動物愛護センター等既存の施設を利用した事例

仙台市動物救護本部（東日本大震災）

- 東日本大震災時には仙台市動物管理センターを中心に、負傷動物や逸走動物の保護・収容を行った。健常なペットについては本部構成団体であるボランティア団体が一時預かり等を行った。
- センター収容動物の譲渡会を早くから開催することにより、センター収容動物数が過密になることを防ぎ、新たなシェルターを設置することなく対応することができた。



仙台市動物管理センター



センター内での飼育状況

新たな施設を設置した事例

東京都・東京都動物救援本部（東日本大震災東京都動物救援センター）

- 大震災で被災地から都内に避難してきた住民のペットの一時預かり等を行うために、新たな動物救護施設が設置された。
- 飼育舎、事務棟、治療棟、犬用パドック等を設置し、預かり動物の飼育管理、健康管理、返還・譲渡に係る業務を行った。
- 三宅島噴火災害時対応の経験を生かして、飼育管理者が使いやすい施設を設置するとともに、収容動物のストレス管理や感染症予防対策、逸走予防対策等の工夫を行った。



飼育舎の外観



出入口には逸走防止の柵を設置



飼育舎には内部屋を配置



ドアに飼育舎内確認用の小窓を設置

(2) 動物救護施設の体制整備

既存の保健所、動物愛護センター等を動物救護施設とする場合は、既存施設の運営管理を基本として、地方獣医師会等と連携を図りながら、収容動物の飼育管理や健康管理を行う。

一方、動物救護施設を増設または新設する場合は、当該施設の運営管理を行う体制が別途必要となる。その際、施設長、副施設長を置くとともに、事務管理、犬・猫それぞれの

飼育管理、健康管理（獣医療）等の実務を行う体制を作る必要がある。

人材の確保にあたっては、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護団体等が連携し、獣医師や飼育管理等のスタッフをそろえるとともに、ボランティアの活用を図る。

動物救護施設における役割分担の例を以下に示す（動物救護施設に関連する様式は、資料13～16を参照）。

◎動物救護施設における役割分担の例

事務管理班

自治体や現地動物救護本部等との連絡調整、施設運営経費の管理、業務集計・報告、新規動物の受け入れ、収容動物の譲渡、物資の管理、ボランティアの受け入れ・配置・管理、ウェブサイトの更新、その他運営に係る事務等

犬飼育管理班・猫飼育管理班

動物の飼育管理（給餌・給水等の世話、食欲や排泄、身体の異常等の健康チェック、動物の行動や状態のチェック）、施設の清掃・管理、居住環境のチェック（音、光、床材等）、動物の運動・遊び、収容動物のデータ管理等

健康管理班

収容動物の健康管理、負傷動物の治療、予防接種等、マイクロチップの装着、不妊去勢手術の実施、医薬品の管理、感染症予防のための衛生管理及びスタッフやボランティアへの指導等

(3) 収容動物の飼育管理

収容動物の飼育管理には多くの人員が必要とされるが、ボランティアを主とした体制にすると、日によって作業人数が足りず必要な世話ができないおそれが生じる。

そのため、自治体や現地動物救護本部等は、収容頭数に応じた最低限

必要な人数をスタッフとして確保するよう努める。

飼育管理にあたっては、個体ごとの情報を管理できるように、毎日の世話を行う際に記録簿を作成し、当該動物の状況について、それぞれの飼育管理者が把握できるようにする。

飼育管理の工夫事例

東京都（三宅島噴火災害）

三宅島噴火災害動物救援センター（東京都日野市）では、「三宅島噴火災害動物救援センター運営内規」を作成し、センターの円滑な運営管理に努めた。

三宅島噴火災害動物救援センター運営内規

1. センター役員

センターに次の役員を置く。

- 1) センター長1名
- 2) 副センター長2名

センター長は、センターを代表し、センター内の活動を統括する。

副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合は代行する。

それぞれ代理を置くことができる。

2. ミーティング

センターの円滑な運営のため、以下のミーティングを行う。

1) 役員ミーティング

役員によるミーティングを必要に応じて開催する。

2) 全体ミーティング

収容動物の情報交換を行うため、必要に応じて全体ミーティングを行う。

1)、2)とも進行役はセンター長又は副センター長とする。

3) 獣医療ミーティング及びボランティアミーティング

獣医療ミーティング及びボランティアミーティングは毎日行う。

獣医療ミーティングは、ボランティアチーフより動物の健康状態を把握し、診療後に治療内容の説明、投薬、健康管理の方法を、ボランティアチーフに指示する。

ボランティアミーティングは、ボランティア活動が円滑に行えるように、十分な意思伝達を行う。

三宅島噴火災害動物救援センター運営内規（一部抜粋）

(4) 収容動物の健康管理

動物救護施設における収容動物の健康管理と治療等は、獣医師によって行う。

獣医師は専任の場合や、地方獣医師会の会員獣医師の交代での派遣等により毎日診察できる体制が望ま

しい。

また、施設の設備状況により必要な治療が行えなかったり、収容動物が重症の場合等は、近隣の動物病院へ搬送する（治療等に関連する様式は、資料 17～19 を参照）。

健康管理の工夫事例

東京都（三宅島噴火災害）

三宅島噴火災害動物救援センター（東京都日野市）では、動物の健康管理及び治療は、都獣医師会から連日 1 名の会員が派遣された。開所から平成 14 年 3 月 21 日までの間、延べ 380 名の獣医師が従事した。

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部第 1 シェルター（福島県飯野町）、第 2 シェルター（福島県三春町）では、シェルター毎に医療担当部門責任者として専任獣医師 1 名が福島県獣医師会から派遣され、被災動物の受け入れや収容動物の健康管理及び治療等にあっている。



福島県動物救護本部第 2 シェルターにおける治療の様子

(5) ボランティアの活用

動物救護施設では、事務や収容動物の飼育管理等の作業を行うボランティアが必要な場合がある。

そのため、自治体や現地動物救護本部等は、テレビ、新聞、ラジオ等のマスコミ、ウェブサイト、公報、イベント等を活用した広報や、地方獣医師会や動物愛護団体等の民間団体、また獣医系大学や動物専門学校等の学生等への人材派遣要請を行うなど幅広く募集を行う。

また、収容動物は環境の変化やス

トレスにより攻撃的になっている動物もいるため、咬傷事故等のおそれもあることから、ボランティアの受け入れにあたっては、自治体または現地動物救護本部等でボランティア保険等に参加する。

なお、日頃から飼育管理を行う常駐スタッフが、こうした攻撃性のある動物の情報を把握し、注意を呼びかけるなどし、咬傷事故の発生防止に努める（ボランティアに関連する様式は、資料 20～22 を参照）。

◆ ボランティアの仕事内容の例

- 収容した動物の世話
給餌・給水、運動（散歩等）、健康チェックなど
- 収容した動物の身の回りの世話
犬舎・猫舎の清掃・消毒、運動スペース・ケージなどの清掃管理
動物の敷物などの洗濯管理など
動物の手入れ（シャンプー、グルーミング、ブラッシングなど）
- 動物救護施設の運営維持
ユニフォームの洗濯、必要品の買出しなど
動物救護施設の維持管理（施設・設備の修繕や雑用・掃除）
- 事務
飼い主との連絡調整（面会、引き取りなど）
ボランティアとの連絡調整
支援物資の管理や要請
ホームページの運営など

動物救護施設におけるボランティアの活動例

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部第2シェルター（福島県三春町）では、ウェブサイト上でボランティアを募集するとともに、活動内容を紹介している。

ボランティアを募集しています

福島県動物救護本部では、保護しているペットたちが健康でいられるよう、一時収容施設においてペットたちのお世話をお手伝いいただけるボランティアを募集しております。みなさまからの暖かいご支援をお待ちしております。

【ボランティアに参加いただく前に】

以下の項目をご確認いただいた上で、ボランティアにご参加いただけますよう、よろしくお願いいたします。

- 成人であること
- 動物の毛等によるアレルギーがないこと
- 用脚地までご自身で移動できること
- 食事や飲み物をご自身で用意できること
- 交通費・食費・宿泊費等の費用をご自身で負担できること
- 現地スタッフの指示に従っていただけること

【ボランティアの活動内容】

- 犬舎・猫舎の清掃
- 動物への給餌・給水
- その他、シェルター運営に必要な作業
- 犬の散歩



犬舎の清掃 給餌 保護猫の給水

福島県動物救護本部

11:45～

スタッフ、ボランティア
集合わせ・ミーティングスタート
※この時までには身支度を整えて
集合していただきます



スタッフ・ボランティア ミーティング

↓

犬舎、猫舎の清掃



↓

12:00～

お昼【30分】



↓

犬の散歩
（ボランティア全員）

↓

犬舎の給餌・給水

15:00 終了

5 広報・普及啓発

動物救護活動を円滑に実施していく上では、的確な情報の収集や提供により、動物救護活動を飼い主や住民だけでなく、社会全体に周知することが極めて重要である。

自治体や現地動物救護本部等は災害時に情報の混乱が生じないように、広報内容を十分に検討し、関係団体と情報共有を図るとともに、組織的な広報活動を行う。

広報の実施は、情報を一元的に管理し随時広報することが必要であり、これにより動物救護活動への関心及び正確な理解を得られるとともに、

被災した飼い主の混乱を防ぎ、避難生活の不安を和らげることになる。

自治体や現地動物救護本部等は、避難した住民に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育の指導、飼い主不明で保護されたペットの情報、自治体や現地動物救護本部等が実施している動物救護活動の情報等について、定期的に広報・普及啓発を行う。

また、ウェブサイト等を活用して、広く国民に対し動物救護活動に係る情報提供を行う。

◆ 広報・普及啓発

- 避難住民に対する啓発活動
- 保護動物に係る情報提供
- 動物救護活動に関する情報提供

(1) 避難住民に対する啓発活動

自治体や現地動物救護本部等は、ペットに起因した苦情やトラブルを防止するために、避難所・仮設住宅における飼育ルールや適正飼育に関する啓発活動を行う。方法としては、

ウェブサイト等を活用するほか、避難所や仮設住宅では、ウェブサイト等を見ることができない住民がいることを考慮し、回覧板の活用等、紙媒体による広報を行う。

インターネット以外の手法を活用した啓発活動の事例

仙台市（東日本大震災）

停電により、避難所等での広報は全て手書きの掲示で対応した。

岩手県（東日本大震災）

避難所には保健師等のチームが巡回していたので、そのチームに協力を依頼し、避難所でのペット飼育上の問題点等があれば報告してもらい、それを受けて広域振興局保健福祉環境部・センターが指導を実施した。

(2) 保護動物に係る情報提供

自治体や現地動物救護本部等が保護・収容した所有者不明の放浪動物等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報提供を行う必要がある。

(1) の場合と同様、飼い主は避難所等に避難している場合が多いので、

紙媒体での情報提供も行う。その際、保護動物の情報は、長期の放浪により飼い主とはぐれた場所から移動している可能性もあるので、情報提供にあたっては、保護した場所だけでなく当該動物の写真や特徴も付けることが望ましい。

保護動物に係る情報提供の事例

北海道（有珠山噴火）

動物の写真入りポスターを作成し、避難所、役場等へ掲示することで、より多くの飼い主を見つけることができた。

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部のウェブサイトには保護した動物の情報を写真入りで掲載した。



(3) 動物救護活動に関する情報提供

動物救護活動に関する情報提供は、窓口を一元化し、混乱の無いように努める。避難住民に対しては、支援を必要としている住民が、どこに支援を求めればよいのかがわかるように、支援情報や連絡先等について広報を行うとともに、県内外に避

難している住民に対しても情報が行き渡るように工夫する。

さらに、動物救護活動に関する理解や関心を得、継続的な支援を図るために、動物救護活動に関する情報を、マスコミの協力やウェブサイト等を活用して広く国民に情報提供する。

◎ウェブサイトにおける情報発信例

- 動物救護活動の状況報告
- 保護した動物の情報
- 行方不明動物の情報
- 譲渡対象動物の情報
- ボランティア、救援物資、義援金の募集
- 義援金の使途

広報・普及啓発の事例

岩手県山田市（東日本大震災）

動物病院や獣医師から一時預かり等の支援情報を避難所に提供したことにより、被災者が利用した。

6 動物救護活動の終息の考え方

現地動物救護本部等の解散や動物救護施設の閉所等については、被災や保護依頼の状況や住民の住居環境

の整備状況、飼い主への返還・譲渡の状況等を総合的に勘案して、その時期を判断する。

動物救護活動の終息の例

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は設置から5ヶ月後の平成23年8月21日に廃止した。

廃止を判断した理由は以下のとおり

- ①自立の目安として位置づけられる応急仮設住宅が、全戸（13,983戸）完成し、入居が完了すること、また避難所も9月上旬を目途に全てが閉鎖される見通しであったこと。
- ②復興基本計画に基づく復興対策が本格化すること
- ③現在の本部の活動状況を鑑みると、岩手県災害時動物救護本部設置要綱に掲げる、いわゆる応急対策事業は一定の役割を終え、「被災動物」、「家庭動物を飼育する被災者」は生活再建（復興）に向かっていると考えられること

ただし、救護本部廃止時に各動物愛護団体等で保管しているペットについては、引き続き所有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡にむけた取り組みを推進することとされ、必要に応じて長期預かりボランティアの紹介も行った。

動物救護活動の終息の例

宮城県（東日本大震災）

宮城県では、震災発生から約3ヶ月後の平成23年6月22日に、既存の動物愛護センター敷地内に新たに被災動物保護センター（2次シェルター）が設置された。

被災動物保護センターで預かった、飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まり、震災発生後1年をもって、被災動物保護センターを閉鎖した。被災動物保護センターを閉所する際には、閉所の期日を決め、その期日に向けて、新規預かりの停止、一時預かり動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めた。

栃木県（東日本大震災）

栃木県では、平成23年3月29日に災害時避難動物等対策班が設置された。構成団体は、栃木県、宇都宮市、社団法人栃木県獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会栃木県支部で、栃木県動物愛護指導センターが事務局を担ってきた。

平成24年4月以降、ペットに関する新たな相談がないことから、5月31日より同対策班の活動は休止している。

東京都（三宅島噴火災害）

平成12年6月26日の三宅島雄山の火山活動に伴い、災害対策本部が設置された。9月1日に東京都獣医師会は「東京都獣医師会三宅島被災動物救護対策本部」を設置し、その後、（財）日本動物愛護協会、（社）日本動物福祉協会、（社）日本愛玩動物協会、（社）東京都動物保護管理協会と協力し、「三宅島噴火災害動物救援本部」を結成し、活動を開始した。

一方、東京都は三宅島噴火災害動物救護センターを平成13年3月29日に設置し、平成14年3月31日まで運営した。

平成14年12月5日最後の1頭が引き取られ、全ての活動を終了した。